

最高裁秘書第789号

平成31年2月20日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

1月23日付け（同月25日受付，最高裁秘書第459号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

最高裁判所が開示した司法行政文書の一部がインターネットで公表されていることによって，どのような弊害が発生しているかが分かる文書（最新版）

2 開示しないこととした理由

1の文書は，作成又は取得していない。